

家畜衛生現場に携わって30年

星 佳典[†] (福島県いわき家畜保健衛生所所長)

私は、福島県に奉職して35年になる。30年間は6家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）に勤務し、残りの5年間は畜産試験場と養鶏試験場に勤務した。

福島県には、6家保があり、中通りに3カ所、浜通りに2カ所、会津地方に1カ所ある。郡山市にある県中家保が防疫課、衛生指導課、病性鑑定課の3課体制をとっているが、それ以外は2課体制をとっている。防疫課は家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」という。）、衛生指導課は獣医師法、獣医療法、薬事法、家畜改良増殖法等を法令根拠として業務を行っている。病性鑑定課は、細菌・ウイルス・生化学・病理の各専門の研修を受けた職員が配置され、病性鑑定材料等により精密検査を実施し病気の診断をしている。

初任地は、福島市にある畜産試験場（現：福島県農業総合センター畜産研究所）で肉畜部配属となり豚を担当した。神奈川県で育った私にとって、家畜といえば学生時代に触った程度であり、父母の実家のある福島県に帰省した時に、母の実家で飼っていた黒毛和種の牛を見る程度であった。試験場では、豚を中心として一日のサイクルが動いた。周りの全員が先生で、豚の保定、保定ロープの作成、豚の見方、頸静脈採血など一から叩き込まれた。その経験が、その後の獣医師としての私の基礎となった。

35年の間には、いろいろな経験や体験をしたが、今でも心に残っているものがいくつかある。

1つ目は、1978年1月の名馬「テンポイント」の死である。テンポイントは、左後肢を骨折し、獣医師33名による大手術をおこない43日間に及び延命治療をおこなったが、最後は手術した蹄が蹄葉炎となり衰弱して自然死した。この時、手術を執刀されていた獣医師が、「生かすも慈悲なら殺すも慈悲」という言葉が使われた。

獣医師とはこうあるべきと、今でもその言葉を心に刻み込んで獣医師として仕事をしている。

2つ目は、家保に勤務して2年目の1980年の馬伝染性貧血検査である。ゲル沈で1頭陽性となり真症となった。これが福島県での最後の発生である。血液塗沫標本の中に馬伝染性貧血に特有な担鉄細胞（鉄分を食べた細

胞）があり、先輩からこれは中々見られないので見ておけと言われたことである。これは、今でも頭の隅に残っている。

3つ目は、1980年のオーエスキー病（当時は仮性狂犬病）である。隣接県の山形県の合成豚で確認され、管内には関連農場があることから、畜産課より待機指示があった。

その後農場立入調査と農場に飼養されている300頭の豚を3班で採血した。大変な仕事ではあったが、畜産試験場での経験が大いに役立った。

4つ目は、ヒョウの炭疽（腸炭疽）である。管内にあったサファリパークのヒョウがへい死したので病性鑑定を実施したところ、炭疽と診断された。ヒョウは家伝法の対象動物ではないが、農林水産省より家伝法に準じた対応をするよう指示があり、発生地周辺の牛飼養農家全戸の立入と死亡畜の調査を実施した。原因は不明であるが、当時、サファリパークでは、へい死した牛をヒョウに餌として与えていたことから炭疽に感染した牛をヒョウが食べて感染したものと思われた。

家畜伝染病の中で最重要伝染病に位置づけされている、口蹄疫（以下、「FMD」という。）が2000年3月に92年ぶりに宮崎県、北海道で確認され、2001年9月には千葉県で牛海綿状脳症（以下、「BSE」という。）が確

星 佳典

— 略 歴 —

1976年 麻布獣医科大学卒
同 年 福島県畜産試験場勤務
1979年 福島家畜保健衛生所勤務
1982年 会津若松家畜保健衛生所勤務
1991年 郡山家畜保健衛生所勤務
1993年 相双家畜保健衛生所勤務
1999年 養鶏試験場勤務
2006年 県南家畜保健衛生所勤務
2008年 いわき家畜保健衛生所勤務
現在に至る



[†] 連絡責任者：星 佳典（福島県いわき家畜保健衛生所）

〒973-8402 いわき市内郷御厩町長町107-1

☎0246-23-3117 FAX 0246-23-3147

E-mail : hoshi_yoshinori_01@pref.fukushima.jp

認され、2004年1月には79年ぶりに山口県で高病原性鳥インフルエンザ（以下、「HPAI」という。）が確認された。それ以降断続的ではあるが、今も発生が続いている。さらに、2010年4月に宮崎県においてFMDの発生があり、都道府県の家保職員が防疫対策の応援に現地入りし、白い防護服を着て、畜舎で防疫作業する様子がニュースで頻繁に放映されることから、家保の存在がクローズアップされ、国民への認知度も上がっている。

農業・水産業は生命維持産業といわれている。家保の対象動物は産業動物とか経済動物（畜産農家の財産）と言われ、最終的に人間の食料となる。BSEが確認されて以降、「安全・安心」な食品という標語が社会に浸透し、現在に至っている。「安全・安心」な食品からゼロリスク探求症候群ということが取り上げられた。生命維持産業に「ゼロリスク」はあり得ないとの考えから、若手職員にも動物は全て何らかのリスクがあることを話して、業務に当たらせている。また、農家を巡回した時は、家畜の観察と畜主の稟告に耳を傾けろと言っている。聞くことによって、現場の情報が入り、家保がすべきことがおのずとわかってくる。

家伝法では、患畜・疑似患畜は殺処分とすると明記されており、また、診断のために生きている家畜に対し鑑定殺を行うこともある。家保の獣医師は、伝染病発生時には、殺処分・焼却または埋却処理を行い、まん延防止を図らなければならない。鑑定殺では、家畜は命を捧げ

て病気の発生を教えているものと思える。だからこそ無駄にはならないと考える。

また、家保は検査機関でもあり指導機関でもある。衛生指導課は、伝染病以外の畜産農家の生産性を阻害している疾病の検査を実施し、検査結果を農家に回答書として返し、改善指導を行い、地域の畜産振興のため経営改善を図っている。

そのためには、現場に出向き、家畜と畜主での稟告（お茶のみ話）を行うことが現場での生きた教科書だと今でも若い職員に指導している。このようなことが今の私に繋がっている。

家保の診断技術能力の向上は、すさまじいスピードで進歩してきた。血球計算はメランジュール・血球計算板から動物用自動血球計算機（当初は人間用でダイヤル合わせに苦勞）へ、血液生化学検査は時間のかかるRabaシステム（試薬・比色）から自動血液検査装置へ。検査器具は、試験管・ピペットからマイクロプレート・オートピペットへと進歩し、時間も短縮され、ELISA PCRと迅速化が図られ便利になってきた。

本原稿を執筆中に、全国で野鳥のHPAIが発生した、まさに鶏での発生が危惧されてた矢先であり、国も対策本部を設置し対応に追われている。発生県の家保におかれては、今までの経験を生かし防疫措置を行っておられることに敬意を表し筆を置く。